

事業対象経費に係る主な変更点【令和8年度】

(1) 交通費（4事業共通）

令和8年度	令和7年度
特急料金の距離制限 距離制限の撤廃	特急料金の距離制限 利用区間100km以上が対象

(2) 交通費（4事業共通）

令和8年度	令和7年度
個人領収書で取扱可能な区間 首都圏以外の乗車券代も対象 ※特急券は不可	個人領収書で取扱可能な区間 首都圏のみ ※特急券は不可

(3) 宿泊費（4事業共通）

令和8年度	令和7年度
実費 税込単価 1人1泊2食 <u>19,000円以内</u>	実費 税込単価 1人1泊2食 <u>12,000円以内</u>

(4) 使用料・借上料（指導者育成・スポーツ専門人材活用事業）

令和8年度	令和7年度
対象内容 <u>レンタカーの借上料</u> ※指導者を招聘して実施する研修会等の開催費用支援のみ	対象内容 <u>バス・レンタカーの借上料</u>

(5) 事業対象（国スポ候補選手強化事業）

令和8年度	令和7年度
海外遠征費取扱基準 国スポ後対象者 <u>「国スポ候補選手」</u> ※指導者についても同様に、当該年度及び次年度以降の監督及びコーチとなることが見込まれる者も対象とする。	海外遠征費取扱基準 国スポ後対象者 <u>「国スポに出場した者」</u>

(6) 事業対象（ジュニア選手育成・強化事業）

令和8年度	令和7年度
対象内容 普及事業のみ未就学児も対象可能	対象内容 <u>小学生・中学生・高校生(クレー射撃を除く)</u>

(7) 事業対象（オリンピック等日本代表候補選手強化事業）

令和8年度	令和7年度
対象内容 <u>宿泊を伴わない場合も対象</u> ※首都圏で行われる大会及び合宿についても、交通状況を加味し対象とする。	対象内容 <u>宿泊を伴う場合のみ対象</u>